

議案第36号

淀川右岸水防事務組合規約の一部変更に関する協議について

淀川右岸水防事務組合規約の一部変更について、次のとおり協議する。

淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約案

淀川右岸水防事務組合規約（昭和35年2月15日許可）の一部を次のように変更する。

淀川右岸水防事務組合規約を左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配字は、縦書きを横書きに改める。
- (2) 漢数字は、固有名詞を除き、アラビア数字に改める。
- (3) 表は、その右上端が左横書きの左上端になるよう位置を改める。
- (4) 表の番号又は見出しが、表の上方左寄りになるよう位置を改める。
- (5) 次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げるものに改める。

上段に	左欄に
下段に	右欄に
上記	左記

第3条第1項中「洪水又は高潮に対し」を「洪水、津波又は高潮に際し」に、「防ぎよし」を「防御し」に、「因る」を「よる」に改める。

同条第2項中「防ぎよ」を「防御」に改める。

別表目次 別表第2中「防ぎよ」を「防御」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第6条関係）

水 防 区 域 表

市区町名	町名・丁目・番
島本町	江川1丁目・江川2丁目・高浜1丁目・高浜2丁目・高浜3丁目・広瀬2丁目・広瀬3丁目・広瀬4丁目・広瀬5丁目・水無瀬1丁目・水無瀬2丁目・青葉1丁目・青葉2丁目・青葉3丁目・桜井1丁目（内1番、4番～13番を除く）・桜井2丁目（内1番～12番を除く）・桜井5丁目（内16番の一部、17番～30番を除く）
高槻市	明野町・天川町・天川新町・井尻1丁目・井尻2丁目・永楽町・大手町・大冠町1丁目・大冠町2丁目・大冠町3丁目・大塚町1丁目・大塚町2丁目・大塚町3丁目・大塚町4丁目・大塚町5丁目・上本町・梶原1丁目（府道西京高槻線以南）・梶原2丁目（府道西京高槻線以南）・梶原3丁目・梶原4丁目・梶原5丁目・梶原6丁目・梶原中村町・春日町・唐崎北1丁目・唐崎北2丁目・唐崎北3丁目・唐崎中1丁目・唐崎中2丁目・唐崎中3丁目・唐崎中4丁目・唐崎南1丁目・唐崎南2丁目・唐崎南3丁目・唐崎西1丁目・唐崎西2丁目・大字唐崎・川添1丁目・川添2丁目・上牧町1丁目・上牧町2丁目・上牧町3丁目・上牧町4丁目・上牧町5丁目・上牧北駅前町・上牧南駅前町・北大樋町・北園町9番～19番・京口町・高西町・神内1丁目（府道西京高槻線以南）・神内2丁目・寿町1丁目・寿町2丁目・寿町3丁目・五領町・玉川1丁目・玉川2丁目・玉川3丁目・玉川4丁目・玉川新町・西面北1丁目・西面北2丁目・西面中1丁目・西面中2丁目・西面

南1丁目・西面南2丁目・西面南3丁目・西面南4丁目・栄町1丁目・栄町2丁目・栄町3丁目・栄町4丁目・沢良木町・三箇牧1丁目・三箇牧2丁目・芝生町1丁目・芝生町2丁目・芝生町3丁目・芝生町4丁目・下田部町1丁目・下田部町2丁目・庄所町・城内町・城西町・城東町・城北町1丁目・城北町2丁目・城南町1丁目・城南町2丁目・城南町3丁目・城南町4丁目・須賀町・大学町・竹の内町・千代田町・辻子1丁目・辻子2丁目・辻子3丁目・堤町・出丸町・天王町・道鵜町1丁目・道鵜町2丁目・道鵜町3丁目・道鵜町4丁目・道鵜町5丁目・道鵜町6丁目・東和町・土橋町・富田町5丁目21番～29番・富田町6丁目1番、3番、4番、8番、15番・中川町4番、5番、10番、11番・西大樋町・西冠1丁目・西冠2丁目・西冠3丁目・西町・野田1丁目・野田2丁目・野田3丁目・野田4丁目・野田東1丁目・野田東2丁目・登町・野見町・萩之庄1丁目（府道西京高槻線以南）・萩之庄2丁目・萩之庄3丁目・萩之庄4丁目・萩之庄5丁目・柱本1丁目・柱本2丁目・柱本3丁目・柱本4丁目・柱本5丁目・柱本6丁目・柱本7丁目・柱本新町・柱本南町・八丁畷町2番～11番、12番の一部、20番、25番・番田1丁目・番田2丁目・東天川1丁目・東天川2丁目・東天川3丁目・東天川4丁目・東天川5丁目・東上牧1丁目・東上牧2丁目・東上牧3丁目・日向町・深沢本町・深沢町1丁目・深沢町2丁目・藤の里町・本町・前島1丁目・前島2丁目・前島3丁目・前島4丁目・前島5丁目・牧田町・松川町・松原町・三島江1丁目・三島江2丁目・三島江3丁目・三島江4丁目・大字三島江・緑町・南大樋町・南庄所町・南松原町・宮野町・八幡町・淀の原町・若松町

茨木市	<p>鮎川1丁目・鮎川2丁目14番、15番、20番～30番・鮎川3丁目・ 鮎川4丁目・鮎川5丁目・学園南町・白川1丁目・白川2丁目・ 白川3丁目・学園町・寺田町・新堂1丁目・新堂2丁目・新堂3 丁目・五十鈴町・桑田町・星見町・大同町・玉瀬町16番～21番、 24番～26番、33番、37番～43番・若園町・水尾4丁目8番・真砂 1丁目8番、12番～18番、20番～30番・真砂2丁目・真砂3丁目・ 小柳町・沢良宜東町13番～20番・新和町・沢良宜浜1丁目・沢良 宜浜2丁目・沢良宜浜3丁目・横江1丁目・横江2丁目・玉島台・ 玉島1丁目・玉島2丁目・目垣1丁目・目垣2丁目・目垣3丁目・ 南目垣1丁目・南目垣2丁目・南目垣3丁目・島1丁目・島2丁 目・島3丁目・島4丁目・宮島1丁目・宮島2丁目・宮島3丁目・ 野々宮1丁目・野々宮2丁目・東野々宮町・平田台・平田1丁目・ 平田2丁目</p>
摂津市	<p>桜町1丁目・桜町2丁目・学園町1丁目・学園町2丁目・鶴野1 丁目・鶴野2丁目・鶴野3丁目・鶴野4丁目・昭和園1番～9番・ 香露園・南千里丘・三島1丁目・三島2丁目・三島3丁目1番～ 5番、13番～17番・正雀3丁目・正雀4丁目・正雀本町2丁目・ 東別府1丁目・東別府2丁目・東別府3丁目・東別府4丁目・東 別府5丁目・北別府町・浜町・別府1丁目・別府2丁目・別府3 丁目・南別府町・別府・一津屋1丁目・一津屋2丁目・一津屋3 丁目・東一津屋・西一津屋・一津屋・新在家1丁目・新在家2丁 目・鳥飼上1丁目・鳥飼上2丁目・鳥飼上3丁目・鳥飼上4丁目・ 鳥飼上5丁目・鳥飼上・鳥飼銘木町・鳥飼中1丁目・鳥飼中2丁 目・鳥飼中3丁目・鳥飼中・鳥飼新町1丁目・鳥飼新町2丁目・</p>

	<p>鳥飼八町1丁目・鳥飼八町2丁目・鳥飼下1丁目・鳥飼下2丁目・ 鳥飼下3丁目・鳥飼下・鳥飼本町1丁目・鳥飼本町2丁目・鳥飼 本町3丁目・鳥飼本町4丁目・鳥飼本町5丁目・安威川南町・鳥 飼西1丁目・鳥飼西2丁目・鳥飼西3丁目・鳥飼西4丁目・鳥飼 西5丁目・鳥飼西・鳥飼和道1丁目・鳥飼和道2丁目・鳥飼八防 1丁目・鳥飼八防2丁目・鳥飼野々1丁目・鳥飼野々2丁目・鳥 飼野々3丁目</p>
吹田市	<p>東御旅町・西御旅町 内本町3丁目11番～13番、26番～37番 南高浜町・高城町・日の出町・吹東町・川園町 南正雀2丁目・南正雀3丁目・南正雀4丁目 南正雀5丁目・広芝町・江の木町・芳野町</p>
豊中市	<p>豊南町東2丁目4番～11番・豊南町東3丁目・豊南町東4丁目・ 豊南町西2丁目10番～19番・豊南町西3丁目15番～20番・豊南町 西4丁目・豊南町西5丁目7番～18番・豊南町南1丁目・豊南町 南2丁目・豊南町南3丁目・豊南町南4丁目・豊南町南5丁目・ 豊南町南6丁目・三国1丁目・三国2丁目・日の出町2丁目・三 和町2丁目・三和町3丁目・三和町4丁目・神州町・大黒町2丁 目・大黒町3丁目・千成町1丁目・千成町2丁目・千成町3丁目・ 島江町2丁目5番～9番・大島町1丁目・大島町2丁目・大島町 3丁目・二葉町1丁目・二葉町2丁目・二葉町3丁目・庄本町4 丁目</p>
大阪市	東淀川区全域

淀川区全域

西淀川区全域

別表第2中「防ぎよ」を「防御」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項による大阪府知事の許可があった日から効力を発する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

水防法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

淀川右岸水防事務組合規約（抄）

（組合の事務）

第3条 この組合は、洪水、津波又は高潮に対し、別表第1に定める区域における水災を警戒し、
隣し

防ぎよし及びこれに因る被害を軽減するために必要とする事務を処理する。
防御し よる

2 この組合の防ぎよの対象河川及び海岸は、別表第2のとおりとする。
防御

（議員の選挙の方法等）

第6条 この組合の議会の議員は、関係市又は町の議会において、当該市又は町の議会の議員の被選挙権を有し、かつ、別表第1に定める区域内の水防に関し学識経験があり、熱意があると認められる者の中から別表第3の上段に掲げる数の組合の議会の議員を選挙する。ただし、左欄

別表第3の下段に掲げる数の組合の議会の議員は、関係市又は町の議会において、当該市又は右欄

町の議会の議員の被選挙権を有し、かつ、別表第1に定める区域内の水防に関し学識経験があり熱意があると認められるものにつき、当該市又は町の長の推薦する候補者のうちから選挙する。

別表目次 別表第1 省 略

別表第2 防ぎよの対象河川及び海岸表
防御

別表第3 - 別表第4 省 略

別表第1（第3条、第6条関係）

水 防 区 域 表

市町名	町名又は大字名（小字名及び地番）
島本町	江川1・2丁目、水無瀬1・2丁目、青葉1・2・3丁目、桜井2丁目（大字平井垣内・鶴ヶ池・馬場垣内・北浦・小路垣内・アシナダイを除く）、桜井5丁目（自280・至283・自263・至267・269・286・302・352・824・827・自853・至860・940・941）、大字高浜、広瀬2丁目（9・自55・至63・自226・至233）、同3丁目（学校前線より東・大同線より北・水無瀬神宮線より南・新幹線側道より西の区域）、同4丁目

	(高浜線より東・天葉線より南・新幹線側道より西の区域)
高槻市	明野町、天川町、天川新町、井尻1・2丁目、永楽町、大手町、大冠町1・2・3丁目、大塚町1・2・3・4・5丁目、上本町、梶原1丁目（府道樅原高槻線以南）、同2丁目（府道樅原高槻線以南）、同3・4・5・6丁目、梶原中村町、春日町、唐崎北1・2・3丁目、唐崎中1・2・3・4丁目、唐崎南1・2・3丁目、唐崎西1・2丁目、大字唐崎、川添町1・2丁目、上牧町1・2・3・4・5丁目、上牧北駅前町、上牧南駅前町、北大樋町、北園町（内自289・自365を除く）至306・至384）、京口町、高西町、神内1丁目（府道樅原高槻線以南）、同2丁目、寿町1・2・3丁目、五領町、玉川1・2・3・4丁目、西面北1・2丁目、西面中1・2丁目、西面南1・2・3・4丁目、栄町1・2・3・4丁目、沢良木町、三箇牧1・2丁目、芝生町1・2・3・4丁目、下田部町1・2丁目、庄所町、城内町、城西町、城東町、城北町1・2丁目、城南町1・2・3・4丁目、須賀町、大学町、竹の内町、千代田町、辻子1・2・3丁目、堤町、出丸町、天王町、道鵜町1・2・3・4・5・6丁目、東和町、土橋町、富田町5丁目（自1785・自1798・自2094・自2383・至1792・至1801・至2110・至2389自2416）、同6丁目（713の1・自715・自1279・自1768・自1756・自1773・自1779・至2430・至2430・至723・至1286・至1770・至1757・至1776・至1782自2618・自2635）、中川町（内自364を除く）至2631・至2637）、西大樋町、西冠1・2・3丁目、西町、野田1・2・3・4丁目、野田東1・2丁目、登町、野見町、萩之庄1丁目（府道樅原高槻線以南）、同2・3・4・5丁目、柱本1・2・3・4・5・6・7丁目、柱本新町、柱本南町、八丁畷町（内自226・自261・至256・至272自298・自319・自360・自388・自405を除く）至302・至330・至370・至395・至414）、番田1・2丁目、東天川1・2・3・4・5丁目、東上牧1・2・3丁目、日向町、深沢本町、深沢町1・2丁目、藤の里町、本町、前島1・2・3・4・5丁目、牧田町、松川町、松原町、三島江1・2・3・4丁目、大字三島江、緑町、南大樋町、南庄所町、南松原町、宮野町、八幡町、淀の原町、若松町
茨木市	鮎川1・2・3・4・5丁目、学園南町、白川1・2・3丁目、学園町、寺田町、新堂1・2・3丁目、五十鈴町、桑田町、星見町、大同町、玉瀬町、若園町、水尾4丁目、真砂1・2・3丁目、小柳町、沢良宜東町、新和町、

	沢良宜浜1・2・3丁目、横江1・2丁目、玉島台、玉島1・2丁目、目垣1・2・3丁目、南目垣1・2・3丁目、島1・2・3・4丁目、宮島1・2・3丁目、野々宮1・2丁目、東野々宮町、平田台、平田1・2丁目
摂津市	桜町1・2丁目、学園町1・2丁目、鶴野1・2・3・4丁目、昭和園（自1番至9番）、香露園、南千里丘、三島1・2丁目、同3丁目（自1番至13番・自13番至16番）、正雀3・4丁目、正雀本町2丁目、東別府1・2・3・4・5丁目、北別府町、浜町、別府1・2・3丁目、南別府町、大字別府、一津屋1・2・3丁目、東一津屋、大字一津屋、新在家1・2丁目、大字新在家、鳥飼上1丁目、大字鳥飼上、鳥飼中1丁目、大字鳥飼中、大字鳥飼八町、鳥飼下1・2・3丁目、大字鳥飼下、鳥飼西1・2・3・4・5丁目、鳥飼和道1・2丁目、大字鳥飼西、鳥飼八防1・2丁目、大字鳥飼八防、鳥飼野々1・2・3丁目、大字鳥飼野々
吹田市	東御旅町、西御旅町、内本町3丁目（自11番至13番・自26番至37番）、南高浜町、高城町、日の出町、吹東町、川園町 阪急京都線・十三高槻線（計画路線）・正雀川・安威川・川園町に囲まれた区域 安威川左岸の摂津市・大阪市・安威川に囲まれた区域 広芝町、江の木町、芳野町
豊中市	豊南町東2丁目（内自1番至3番を除く）、同3・4丁目、豊南町西2丁目（自10番至19番）、同3丁目（自15番至20番）、同4丁目、同5丁目（自7番至18番）、豊南町南1・2・3・4・5・6丁目、三国1・2丁目、日の出町2丁目、三和町2・3・4丁目、神州町、大黒町2・3丁目、千成町1・2・3丁目、島江町2丁目（自5番至9番）、大島町1・2・3丁目、二葉町1・2・3丁目、庄本町4丁目
大阪市	東淀川区 全域 淀川区 全域

西淀川区 全域

別表第1 省 略

別表第2 (第3条関係)

防ぎよの対象河川及び海岸表
防護

1 - 2 省 略

別表第3 (第6条関係)

市区及び町の組合議会の議員数表

市区町名	議員数	上記議員中市又は町の長が推薦する議員数 左記	
省略	省略	省	略

(参考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。